

静岡県人事委員会は、静岡県職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和4年11月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 9-6

静岡県職員の定年等に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第9条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第10条—第21条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第22条—第26条）
- 第5章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県職員の定年等に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の定年その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（勤務延長に係る任命権者）

第2条 条例第4条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

（勤務延長の承認の手続）

第3条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により異動期間を延長した職員の勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）に係る人事委員会の承認を得ようとする場合には、様式第1号による申請書を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には第3項の書面の写しを添付するものとする。

2 任命権者は、条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限の延長に係る人事委員会の承認を得ようとする場合には、様式第2号による申請書を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には次項の書面の写しを添付するものとする。

3 条例第4条第3項又は第4項に規定する勤務延長等に係る職員の同意は、適切な時期に書面により得るものとする。

（勤務延長職員の併任の制限）

第4条 任命権者は、勤務延長職員（条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。）が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合を除き、勤務延長職員を併任することができない。

（勤務延長に係る他の任命権者に対する通知）

第5条 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者に

その旨を通知しなければならない。

(定年に達している者の任用の制限)

第6条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りではない。

3 任命権者は、前項ただし書の規定により勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任する場合には、あらかじめ、様式第3号による申請書を提出して、人事委員会の承認を得なければならない。

(勤務延長等に係る辞令書の交付)

第7条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。）をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(職員への周知)

第8条 任命権者は、職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって職員に周知しなければならない。

(勤務延長に関する報告)

第9条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職への併任の制限)

第10条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の3の規定は、併任について準用する。

(他の管理監督職の併任の解除)

第11条 職員が他の管理監督職に併任されている場合において、当該職員が条例第8条第1項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされたとき又は併任されている他の管理監督職の

異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければならない。

(異動期間の延長に係る任命権者)

第12条 条例第9条各項に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第13条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合において、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

2 任命権者は、前項の規定を適用した場合には、その際の異動の内容を人事委員会に報告するものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第14条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、同項に規定する特定管理監督職群を構成する管理監督職として人事委員会の承認を得た管理監督職とする。

2 任命権者は、前項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合には、様式第4号による申請書を人事委員会に提出しなければならない。

(条例第9条第3項又は第4項の規定による任用)

第15条 任命権者は、条例第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかを決定するに当たっては、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長の承認)

第16条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により異動期間の延長に係る人事委員会の承認を得ようとする場合には、様式第5号による申請書を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には次条第1項に規定する書面の写しを添付するものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第17条 条例第10条に規定する異動期間の延長及び他の管理監督職への降任等に係る職員の同意は、適切な時期に書面により得るものとする。

2 異動期間を延長する場合の条例第10条に規定する職員の同意では、当該異動期間の延長の事由が消滅した場合には他の職への降任等をする旨の同意も得ることとする。

(管理監督職への併任の特例)

第18条 任命権者は、条例第9条各項の規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合その他人事委員会が定める場合に限り、第10条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第19条 任命権者は、条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合、異動期間の期限を繰り上げる場合及び異動期間の延長の事由の消滅により他の職への降任等をする場合において、職員が任命権者を異

にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(他の職への降任等に係る辞令書の交付)

第20条 任命権者は、他の職への降任等をする場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

(2) 条例第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

(3) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第21条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第22条 任命権者は、条例第13条の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 任命権者は、条例第13条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第23条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。

(1) 定年前再任用をされた場合に適用する給料表及び職務の級

(2) 定年前再任用を行う日

(3) 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

(4) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 任命権者は、定年前再任用希望者が定年前再任用されるまでの間に、前項の規定により明示した事項の内容を変更する場合には、変更する事項について改めて当該定年前再任用希望者に明示し、その同意を得なければならない。

3 前2項に規定する定年前再任用に係る職員の同意は、当該職員が明示された事項に同意する旨を示した文書の提出により、定年前再任用を行う前の適切な時期に得るものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第24条 条例第13条の人事委員会規則で定める情報は、次に掲げる定年前再任用希望者についての情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
(定年前再任用に係る辞令書の交付)

第25条 任命権者は、次のいずれかに該当する場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第13条の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合
(定年前再任用に関する報告)

第26条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の5月1日以後の1年間における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(雑則)

第27条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。
(整備条例附則第2条第1項の規定による勤務についての準用)
- 2 第2条、第3条第2項及び第3項、第4条から第5条まで、第6条第2項及び第3項、第7条並びに第9条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号。以下「整備条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。
(整備条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職及び職員)
- 3 整備条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（整備条例附則第2条第2項に規定する新定年条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、整備条例による改正前の条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 4 整備条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31

日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

- 5 第6条第2項ただし書及び同条第3項の規定は、整備条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(整備条例附則第8条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職等)

- 6 整備条例附則第8条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項から第8項まで同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(条例第13条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 7 整備条例附則第8条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

- 8 整備条例附則第8条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第6項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(準備行為)

- 9 第14条第2項に規定する特定管理監督職群を構成する管理監督職の承認の手續及び第23条に規定する定年前再任用の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。

- 10 静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則(静岡県人事委員会規則9-3)は、廃止する。

- 11 前項の規定による廃止前の静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則の規定に基づいてなされた決定及び手續は、この規則に相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書	
第 年 月 日 号	
静岡県人事委員会委員長 様	
任命権者	
静岡県職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認について次のとおり申請します。	
勤務延長の予定者	氏名
	生年月日
年 月 日 (歳)	
所属・職名	
職務の級号給	職給料表 級 号給
定年年齢	歳
定年退職日	年 月 日
管理監督職勤務上限年齢及び延長前の異動期間の末日	歳
	年 月 日
延長された異動期間の延長の事由及び根拠条項	
	条例第 9 条第 項第 号
現に従事している職務内容	
勤務延長の事由及び根拠条項	
	条例第 4 条第 1 項第 号
勤務延長後の期限	年 月 日まで
その他参考となる事項	

様式第 2 号 (第 3 条第 2 項関係)

勤務延長の期限延長の承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県人事委員会委員長 様

任命権者

静岡県職員の定年等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、勤務延長の期限の延長の承認について次のとおり申請します。

期限延長の予定者	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
所属・職名		
職務の級号給		職給料表 級 号給
定年年齢		歳
定年退職日		年 月 日
現に従事している職務内容		
現在の勤務延長の事由及び根拠条項		条例第 4 条第 1 項第 号
現在の勤務延長の期限		年 月 日まで
期限延長の期限を延長しようとする事由及び根拠条項		条例第 4 条第 1 項第 号
期限延長後の期限		年 月 日まで
その他参考となる事項		

様式第3号(第6条第3項関係)

勤務延長職員の昇任等の承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県人事委員会委員長 様

任命権者

静岡県職員の定年等に関する規則第6条第3項の規定により、勤務延長職員の昇任、降任、転任の承認について次のとおり申請します。

昇任等の予定者	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
所属・職名	現在	
	異動後	
職務の級号給	現在	職給料表 級 号給
	異動後	職給料表 級 号給
定年年齢	現在	歳
	異動後	歳
定年退職日	現在	年 月 日
	異動後	年 月 日
現在の勤務延長の事由及び根拠条項		条例第4条第1項第 号
現在の勤務延長の期限		年 月 日まで
職務内容	現在	
	異動後	
異動の理由		
異動予定日		年 月 日
その他参考となる事項		

様式第4号(第14条第2項関係)

特定管理監督職群を構成する管理監督職の承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県人事委員会委員長 様

任命権者

静岡県職員の定年等に関する規則第14条第2項の規定により、特定管理監督職群を構成する管理監督職の承認について下記のとおり申請します。

記

- 1 特定管理監督職群の名称
- 2 特定管理監督職を構成する管理監督職
- 3 管理監督職の状況
 - (1)管理監督職について相互に類似する職務の内容
 - (2)管理監督職の欠員を容易に補充することができない年齢別構成
 - (3)その他の特別の事情
- 4 その他参考となる事項

様式第5号(第16条関係)

異動期間の延長の承認申請書		
		第 年 月 日 号
静岡県人事委員会委員長 様		
任命権者		
静岡県職員の定年等に関する条例第9条 第2項 第4項 の規定により、 異動期間の延長の承認について次のとおり申請します。		
異動期間延長の予定者	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
所属・職名		
職務の級号給		職給料表 級 号給
定年年齢		歳
定年退職日		年 月 日
管理監督職勤務上限年齢		歳
延長前の異動期間の末日		年 月 日
既に延長された異動期間の末日		年 月 日
既に延長された異動期間の延長の事由及び 根拠条項		
		条例第9条第 項第 号
現に従事している職務内容		
異動期間を更に延長する事由及び根拠条項		
		条例第9条第 項第 号
異動期間を更に延長した後の異動期間の末日		年 月 日
その他参考となる事項		